

寄付の税制優遇措置（寄付金控除）についてのご案内

ETICへのご寄附は、確定申告をしていただくことで所得税、法人税等の減税対象になります。寄付金控除という仕組みにより、本来税金として国に納められ、政治・行政によってのみ決定されていた税金の用途を、自らが社会問題の解決を、国・行政に託すか、自ら選んだ機関(NPO)に託すかを主体的に決めことができ、社会を変える方法を自ら選べるということにもなります。

個人による寄付の場合

寄付金から2,000円を引いた額の最大50%（所得税40%+住民税10% ※1）が減税になります。 ※2

例： 年収500万円の場合 1万円寄付すると、4200円所得税から、最大800円※1 が住民税から減税されます。

※1 控除割合は最大10%(都道府県民税4%/市町村住民税6%)で、各自治体によって異なります。

※2 控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては従来の所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

法人による寄付の場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で、損金として算入することができます。

1. 認定・仮認定NPO法人に対する寄附金に係る損金算入限度額
 - (1) 資本がある法人 (期末資本金の額 $\times 0.375\%$ +所得金額 $\times 6.25\%$) $\times 1/2$
 - (2) 資本がない法人 所得金額 $\times 6.25\%$
2. 一般の寄附金に係る損金算入限度額
 - (1) 資本がある法人 (期末資本金の額 $\times 0.25\%$ +所得金額 $\times 2.5\%$) $\times 1/4$
 - (2) 資本がない法人 所得金額 $\times 1.25\%$

※所得金額=所得金額(当期純利益に税務調整をした額)+寄附金の支出額

例： 資本金の額2,000万円、所得金額2,000万の法人
一般損金算入限度額13.8万円に加えて、特別損金算入限度額 66.3万円が損金算入可能です。

寄付金控除をご利用いただく方法

確定申告の際、ETICが発行した領収書を添付しご申告ください。

① 領収書の入手: ご寄附の際

- 確定申告で控除の対象となるのは、前年末までにETICに入金された寄付が対象となります。
(例: 2016年2月に行う確定申告の対象→2015年1月1日~12月31日までにご入金)
- 領収書送付をご希望の方、封筒または画面入力の際「領収書を希望」にしてください。
(ご入金確認等寄付頂いてからお手元に届くまでに、1か月程度お時間を頂いております。)

② 確定申告: 2月中旬から3月中旬

- 確定申告書を税務署で入手するか、または、国税庁WEBサイトで作成してください。
この申告書に、「源泉徴収票」「領収書」をあわせて※、お住まいの税務署に提出します。例年、2月中旬から3月中旬が受付期間です。
- 申告内容に問題がなければ、4月頃に国税還付金が振り込まれます。

※:電子申告(e-TAX)により確定申告を行う場合、領収書添付は省略できます。ただし5年間は、いつでも税務署から求められて大丈夫なように、保存が必要です。